

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁  
教育事務所

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育総務課長専決事項） 第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。 (1)～(25) 略 <u>(26) 県立学校校内LAN機器の整備に関すること。</u> <u>(27)～(34) 略</u></p>	<p>（教育総務課長専決事項） 第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。 (1)～(25) 略  <u>(26)～(33) 略</u> <u>(34) 教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u> <u>(35) 教育情報システムの管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></p>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。